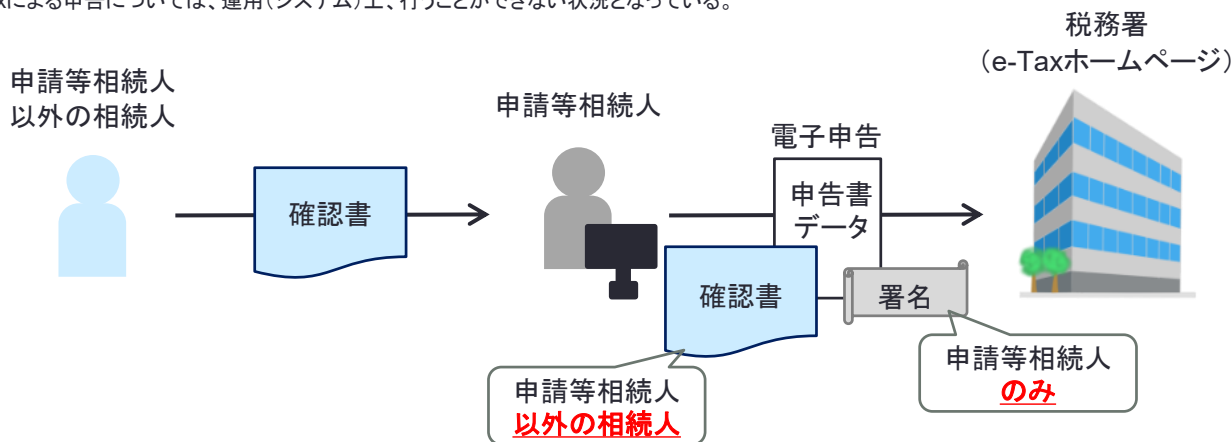


その他 準確定申告の電子的手続の簡素化

1. 改正の概要

e-Taxによる所得税の準確定申告書の提出について、その準確定申告書に記載すべき事項と併せて申告書確認情報(電子署名及び電子証明書を送信する相続人(以下「申請等相続人」という。))以外の相続人がその準確定申告書に記載すべき事項を確認したことを証する電磁的記録をいう(以下「確認書」という。))を送信する場合においては、その申請等相続人以外の相続人の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。

注 準確定申告のe-Taxによる申告については、運用(システム)上、行うことができない状況となっている。



2. 適用時期

2020年(令和2年)分以後の所得税の準確定申告書を2020年(令和2年)1月1日以後に提出する場合について適用する。

3. 今後の注目点

- ① e-Taxによる準確定申告書の提出が、いつから行うことができるようになるか。
- ② 準確定申告書の電子手続きについて、税理士が代理申告する場合には相続人の電子署名等は不要になるか。